

## 松戸市ふるさと応援大使設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市出身又は本市にゆかりがあり、各分野で活躍している者などを、松戸市ふるさと応援大使（以下「大使」という。）として委嘱することにより、本市のふるさと納税事業を広く宣伝するなどし、もって本市ふるさと納税事業を推進することを目的とする。

### (活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市内外への本市のふるさと納税事業の宣伝に資すること。
- (2) その他、上記活動に資すると市長が認めること。

### (委嘱)

第3条 大使は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市出身又は本市にゆかりのある者であって、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の分野において活躍している者
- (2) 本市ふるさと納税記念品贈呈事業への協力・貢献が顕著な者
- (3) 前号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 大使の任期は、委嘱を受けた日から2年を経過した日の属する年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

### (解任)

第5条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があったとき。
- (2) 大使として相応しくない行為があったとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

### (報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、第2条に掲げる活動に伴う旅費その他市長が必要と認める経費を支給することができる。

2 大使に対して、その活動に資するため、次に掲げるものを提供するものとする。

- (1) 名刺
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (庶務)

第7条 大使に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。